

平成22年12月10日

川崎市議会議長
潮田智信様

市民委員長
井口真美

市民委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第148号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第150号 川崎市とどろきアリーナの指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第151号 川崎市体育館の指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第152号 川崎市幸スポーツセンターの指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第153号 川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第154号 川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第155号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について
(原案可決、附帯決議を付す)
* 附帯決議案は別紙のとおり

議案第156号 川崎市武道館の指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第157号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第158号 川崎市こども文化センター及び川崎市ふれあい館の指定管理者の指定
について (原案可決)

議案第159号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第160号 川崎市少年自然の家の指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第161号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第162号 川崎市立労働会館の指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第163号 川崎市生活文化会館の指定管理者の指定について
(原案可決)

「議案第155号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について」に対する附帯決議案

- 1 市は必要に応じ、実地調査やスタッフへの聞き取りなどのモニタリングを的確に行い、指定管理者による施設の管理・運営状況を十分把握し、仕様書や協定書に基づき適切な指導、監督を行うこと。
- 2 今後の指定管理者の募集に当たっては、安定的な運営及び公の施設の管理者としての信頼性を確保できるよう、募集要項等を見直すこと。
- 3 選定後に公の施設の管理者として不適切と思われる事由が判明した場合は、再審査を行うなど速やかな対応を図ること。